

第1回川口市協働推進委員会 次第

日 時 令和7年1月14日（金）

午後2時00分

場 所 川口市役所第一本庁舎

市議会第3委員会室

1 開 会

2 委嘱書交付式

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 正副委員長の選任（互選）について

6 議 事

（1）報告事項

ア 川口市における協働の現状について

（2）その他

7 閉 会

配布資料一覧

資 料 1 川口市協働推進委員会委員名簿

資 料 2 川口市における協働の現状について

参考資料 1 通称まちはみんなでつくるもの条例

参考資料 2 川口市協働推進条例（通称まちはみんなでつくるもの条例）の手引き

参考資料 3 「川口市の協働の推進に関する基本方針」

参考資料 4 協働に関する職員アンケート結果報告書

参考資料 5 協働事業に関する調査結果報告書

参考資料 6 川口市協働推進委員会規則

別 紙 1 委員会の方向性と審議の流れ

川口市協働推進委員会委員名簿

◎委員長
○副委員長

(任期 : R7. 10. 1 ~ R9. 9. 30)

区分	氏名	所属団体等	備考
1号委員 市民	梶原 純	市民(公募)	新
	長谷川 俊介	市民(公募)	新
	豊田 直美	市民(公募)	新
	峯口 文治	市民(公募)	新
	布施 富美子	市民(公募)	新
2号委員 市内の民間団体 から選出された者	下重 郁美	川口市商工会議所 女性会	2期
	釘村 ミナ子	川口の男女共同参画を考える会	新
	石川 真司	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会事務局長	2期
3号委員 知識経験者	竹内 寿江	一般社団法人日本の学校へ行こう 代表理事	新
	山中 重則	株式会社サンスタジオ 代表取締役	2期
	若谷 正巳	川口市議会議員 総務常任委員会 委員長	新
4号委員 学識経験者	中本 進一	埼玉大学 人文社会科学研究所 名誉教授	2期

川口市協働推進条例について

名称： 川口市協働推進条例（通称 まちはみんなでつくるもの条例）

施行： 平成24年4月1日施行（第11条～13条は、附則ただし書及び当該規則によりH25.4.1施行）

概要： 多様な協働の担い手が知恵と力をともに出し合い、効果的に協働するための仕組みとルールを定めた条例

目的	<p>川口市自治基本条例に定める「自治の実現」のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協働の基本理念 ②協働を推進するための原則 ③市民等及び市の役割 <p>その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。</p>
基本理念	<p>(1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。</p> <p>(2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。</p>
原則	<p>市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。</p> <p>市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。</p>

川口市協働推進条例について

その他

- 【市民等の役割】（第5条）
- 【市の役割】（第6条）
- 【協働の人づくり】（第7条）
- 【協働の提案】（第8条）
- 【地域における協働の仕組みづくり】（第9条）
- 【協働を推進する体制の整備】（第10条）
- 【協働推進委員会の設置】等（第11条～13条）
- 【国等との連携】（第14条）
- 【その他】（第15、16条）

【主な特徴】

- ・通称がある 「まちはみんなでつくるもの条例」
- ・理念条例 →目指すべき姿を規定
(それに対し、横浜市市民協働条例のような、協働事業の選定、協働契約などの手続きを定めた手続条例がある)
- ・市民等とは…「市民」、「地縁団体」（マンション管理組合も含む）、「市民団体」
- ・市民等同士がともに行う活動を、協働の基盤としている

第5次川口市総合計画

本市の将来の姿を示し、その将来の姿を実現するまちづくりの指針

＜基本理念＞

- 「市民とつくるまちづくり」
- 「多様な主体の共生共栄」
- 「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」

＜将来都市像＞

- 「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」

＜めざす姿＞

- I. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
- II. 子どもから大人まで“個々が輝くまち”
- III. 産業や歴史を大切にした“地域の魅力と誇りを育むまち”
- IV. 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”
- V. 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
- VI. 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”**

めざす姿VI

市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策・基本方針

1 市民が元気に活動するための環境づくり

市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。

2 市民と行政の相互協力

市民が市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、市民と行政の相互協力によるまちづくりをめざします。

3 行政経営の基盤強化

中核市に相応しい行政経営と、効果的かつ効率的な行政運営を進めます。

単位施策

- 地縁活動(町会・自治会など)の支援
- 市民活動(NPO・ボランティアなど)の支援



- 市民参加の環境づくり
- 広報広聴活動の充実

- 人材の育成と組織の最適化
- 財政基盤の強化
- 公共施設の適正化
- 情報化の推進

施策

めざす姿VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

1 市民が元気に活動するための環境づくり

<基本方針>

市民の自発的な活動を促すとともに、それらの活動の成果を地域にも還元できるような環境づくりを進め、市民の手で地域全体が元気になるようなまちをめざします。

<市民活動(NPO・ボランティアなど)の支援>

<施策>

ボランティアへの理解や関心を深め、市民が活動に参加できる環境づくりを推進しつつ、ボランティア団体同士の交流の促進を図っています。

さまざまな市民ニーズに応えられるよう、NPO法人・ボランティア団体の設立や継続的な活動に対する支援を行い、まちを元気にしていきます。

次の時代を担う子どもや若者に、ボランティアに理解や関心を持ってもらうための事業を推進し、将来にわたり地域で活躍する人材の育成をめざします。

50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的とする盛人大学の取り組みを、引き続き実施していきます。

ボランティア見本市

かわぐち市民パートナーステーションの運営
ボランティア広場等
助成金事業

青少年ボランティア育成事業

盛人大学事業

川口市における協働関連施策について

【ボランティア見本市】

市民団体の活動紹介や体験コーナーなどで多くの市民の方にボランティアへの関心を高めていただけるよう実施。併せて、団体間の交流を深め、共助の社会作り、協働の基盤づくりを推進する。

令和7年度は10月5日日曜日にキュボ・ラ広場にて実施し、10月第3日曜日の「川口市民ボランティアの日」（「日本一のボランティアのまち」をめざす）に向け、気運を醸成した。

【ボランティア広場】

NPO法人や市民団体の活動活性化と市民の方々が社会貢献活動を始めるきっかけづくりを目的に、様々な講座と、交流会を年に3回程度開催。

【助成金事業】

・市民活動助成金

市民の自主的な社会貢献活動を支援するために、地域や社会の課題に新たに取り組む事業に対し、助成金を交付

・協働推進事業助成金

速やかな行政課題の解決をするために、市と協働で事業を行う地縁の団体及び市民団体に対し、助成金を交付

川口市における協働関連施策について

【青少年ボランティア育成事業】

- ・次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に実施する次の事業
- ・川口市社会福祉協議会との協働事業。
- ・小学生から概ね25歳までの青少年を対象としたボランティア体験事業を実施。

1 こどもフリーさろん

小学生対象。原則、第1、第3土曜日の午前中に、手話、点字、車椅子体験等の事業を実施。

2 夏休みこどもボランティアさろん

小学生対象。夏休み期間中にユニセフ募金、盲導犬、障害者スポーツ体験等の事業を実施。

3 青少年ボランティアスクール

中学生以上から概ね25歳までの青少年対象。夏休み期間に福祉施設や市民団体でのボランティア体験事業を実施。

4 通年ボランティア事業

継続してボランティア活動に関われるよう夏期以降にも福祉施設や市民団体でのボランティア体験事業を実施。

5 ボランティアポイント制度

青少年ボランティア育成委員会で定めたボランティア体験事業に参加する小学生から高校生までの青少年に対し、1時間あたり1ポイントのボランティアポイントを付与し、ボランティア活動への動機づけを行うもの。

川口市における協働関連施策について

【盛人大学】

主に50歳以上の方々の交流と地域参加の機会を提供することを目的に、平成18年度に開校
多くの盛人世代の方々が盛人大学で学び、その学んだことを活かして、それぞれの地域で川口の元気づくりのため
社会貢献活動を行っている。（協働の基盤づくり）

全9コース 受講生 222名 ※令和7年度受講者数
(A社会教養、B心理カウンセリング入門、C国際、D健康生きがいづくり、E地域デザイン、Fボランティア入門、
G郷土川口、探索・再発見、H社会起業・ビジネス、I農業体験)

【川口市協働推進員】

1. 地域の課題を解決しようとするNPOや自治会等の活動内容や強み、課題などを把握する。
2. 税理士や建築士などスキルやノウハウを地域の課題解決に活かしたい人、仕事で培った得意分野や人生経験を
活かして社会貢献したい人として、県に登録してある「専門家ボランティア」とのマッチング。
3. 本事業に関することについて地域住民やNPO等からの相談を受ける。
4. NPOや自治会等へ、必要に応じて「専門家」や「活動資金」をマッチングする。
5. マッチングした事業の進捗を把握し、必要に応じて支援をする。
6. マッチングした事業の成果を把握し、情報を発信する。
7. その他地域の実情に合わせた共助の仕組みを拡大・強化する取組を実施する。

- ⇒ マッチングは、専門家と団体に限らず、地域の人や行政等とも様々なマッチングを行い、場合によっては社会貢献
活動事業のアドバイスなどを行う
⇒ 協働のマッチング、協働の基盤（共助）づくりを行うことを目的としている

背景や課題と効果について

【背景・課題】

- ・社会環境の変化による地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化
(少子高齢化、単身・核家族化、情報化、ライフスタイル多様化、地域コミュニティ希薄化など)
- ・地域課題や住民ニーズの複雑化・多様化に対応する行政ニーズ
- ・得意分野・専門分野をもつN P O団体などの市民活動の活性化
 - ・県認証市内N P O法人 151団体（令和7年3月末日）
 - ・かわぐち市民パートナーステーション登録団体 242団体（令和7年3月末日）
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・協働、共助社会への理解を深めることの重要性

【協働の効果】

- ・地域や専門分野など、細かいニーズに対応
- ・得意分野のノウハウを利用して適切に、迅速に対応
- ・行政コストの軽減にも繋がり、財政基盤の形成に寄与する
- ・行政と市民が目的目標を共有し、相互補完による、より効率的で効果的なまちづくり

【本市の主な協働事例】

- ・エコライフD A Y
- ・ボランティア日本語教室 など

協働推進委員会の設置(川口市協働推進条例第11条)

目的

①条例の運用状況についての検討

市の協働のための環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくこと

②総合的な協働推進のための活動

協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等

川口市協働推進委員会について

【諮問事項 1】

「川口市における協働の総合的な推進について(諮問)」（平成25年7月23日）

(略) この協働推進条例が名実ともに協働の要として運用されているかの検証及び市民活動の更なる発展、活性化を目指した、協働の総合的な推進について、貴委員会に意見を求める。

「川口市における協働の総合的な推進について(答申)」（平成27年3月27日）

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 市民同士および市民と市が協働することができる環境づくりを行うこと。
- 2 協働推進条例について市民の認知を図るため、より一層の啓発を行うこと。
- 3 協働を推進する市の体制の整備を推進すること。

【継続審議】

川口市立かわぐち市民パートナーステーション設置及び管理条例及び管理規則を一部改正について審議

⇒ 盛人大学がある「かわぐち市民パートナーステーション分室」を条例上で位置づけることとなった

【諮問事項 2】

「盛人大学学旨の改正について(諮問)」（平成28年10月18日）

諮問事項 盛人大学学旨について見直し、新しい学旨を定めることについて

「盛人大学学旨の改正について(答申)」（平成29年6月28日）

盛人大学学旨について、「人、しごと、地域社会がともに輝く～盛人による社会貢献のために～」を当委員会の意見として答申する。

(理由等) (略) 盛人大学学旨が定められた当初の経緯を尊重しつつ、盛人大学の目的の一つである盛人（50歳以上）の社会貢献が学旨から明確に伝わるもの、また、川口市協働推進条例の制定や第5次総合計画の将来都市像などを踏まえたものにすることが望ましいとの考え方から（後略）

川口市協働推進委員会について

【諮問事項 3】

「本市における協働の環境づくりと啓発について(諮問)」(平成 29 年 1 月 24 日)

(略) 平成 25 年 7 月 23 日に「川口市における協働の総合的な推進について」の諮問に対する答申において、協働の環境づくりや啓発、体制の整備が必要と答申されたことを受け、協働をよりいっそう推進するにあたり、貴委員会に意見を求めます。

「本市における協働の環境づくりと啓発について(答申)」(令和元年 6 月 28 日)

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 協働の啓発・育成として、市民や職員に協働の必要性やルール等を定期的に伝えること
- 2 情報発信として、協働事業や社会貢献団体の活動などについて、広報すること
- 3 協働の場作りとして、ボランティアやイベント等で世代を超えて参加しやすい仕組みをつくること
- 4 協働しやすい制度や体制を整備すること
- 5 協働の推進にあたって、行政の事業や地域の活動に外国人が参加しやすい仕組みを検討すること

【諮問事項 4】

「本市における協働の推進に関する施策について(諮問)」(令和 2 年 1 月 9 日)

(略) 平成 29 年 1 月 24 日に「川口市における協働の環境づくりと啓発について」の諮問に対する答申の中でも、「3 協働の場づくり」について具体的に審議し、その議論を進めていくにあたり「5 協働の推進にあたって」に記載のとおり、外国人住民が参加しやすいような視点をふまえた議論をし、本市における協働の推進に関する施策の手法を、貴委員会に意見を求めます。

「本市における協働の推進に関する施策について(答申)」(令和 5 年 6 月 22 日)

当委員会は、(略) 今回は次のとおり意見します。

- 1 点から線へ“つなぐ”、更には、円へ“広がる”仕組みづくり
既存事業や制度を活かし、老若男女、国籍問わず、全ての市民が気軽に参加しやすい場づくりを目指すこと。
(1)既存事業間の連動により、多世代間交流や国籍を問わない市民の参加促進
(2)既存のネットワーク（町会・自治会、学校、既存コミュニティ、ボランティア団体等）との連携強化
- 2 多様な主体の意見を反映させる仕組みづくり
多様な主体からの意見を抽出することで、誰もが参加しやすい場づくりを目指すこと。
(1)市民等との連携及び意見の抽出
(2)施策の企画・運営に関し、市民等の委員等への登用促進
- 3 新たな手法の研究及び導入
場づくりにおいて新たな手法の研究を怠らず、柔軟に取り入れていくこと。
(1)アプリや会議ツールのようなオンライン・IT 技術の活用
(2)先進事例の研究と導入
(3)民間活力を利用したコーディネート力強化

川口市協働推進委員会について

【諮問事項5】(R5.7.1～R7.6.30)

「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて(諮問)」(令和5年1月1日)

(略) 協働の総合的かつ効果的な推進を実現するためには、その根幹となる協働の定義をより明確にし、ルールを市民や職員に広く周知することが必要です。そのため、川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて、本市や他市の現状などを踏まえ、議論をしていただき、ご意見を賜りたく、諮問をいたします。

「川口市における協働の総合的かつ効果的な推進を実現するための仕組みづくりについて(答申)」(令和7年6月30日)

(略) 「川口市の協働の推進に関する基本方針」の作成をもって、答申をいたします。

「川口市の協働の推進に関する基本方針」

1 協働の基本的な考え方

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 基本方針を定める理由 | (5) 効果的な協働のための考え方 |
| (2) 協働とは | (6) 協働に取り組むにあたって |
| (3) 協働を実施する場合の判断基準 | (7) 協働の形態 |
| (4) 協働の担い手 | |

2 協働につながる市の取り組み

- (1) 協働の人づくり（協働の担い手の育成）
- (2) 協働の環境づくり（協働の相談窓口、市民団体の交流の機会づくり）
- (3) 協働の仕組みづくり（市の施策の情報提供、中間支援組織の役割、市の支援策等）

3 Q & A

4 市民団体と市との協働の事例

資料 川口市協働推進条例の手引き

協働推進委員会の設置(川口市協働推進条例第11条)

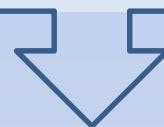
目的

①条例の運用状況についての検討

市の協働のための環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくこと

②総合的な協働推進のための活動

協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等



着手し始めたもの

協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、**市と協働するためのルールづくり**、協働のための資金運用等



方針やルールに関する現状

条例とその手引き、
基本方針を作成したのみ



**市民や職員、関係機関等に対する
普及啓発が必要**

今後の審議における整理

目指す姿

市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと

現状

協働を推進するための様々な施策を実施しているが、協働の考え方が市民、関係機関等で深く浸透していない

課題

条例、手引き、基本方針の策定に留まっており、協働の意識の普及啓発が不十分

解決策

協働の意識の普及啓発の具体策を実施
(計画・実行・評価・改善)

協働に関する職員アンケート結果報告書

2024年1月

川口市 市民生活部 協働推進課

1 調査目的

協働を総合的かつ効果的に推進するため、本市職員の協働に関する意識等を把握し、体制整備に活用するため

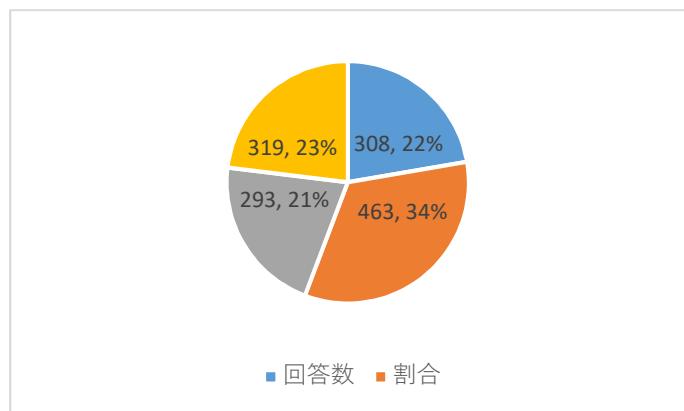
2 調査概要

調査対象	川口市全職員 4,755名（令和5年10月時点）
回答数	1,383名（回答率29%）

3 調査結果

(1) 回答者年代

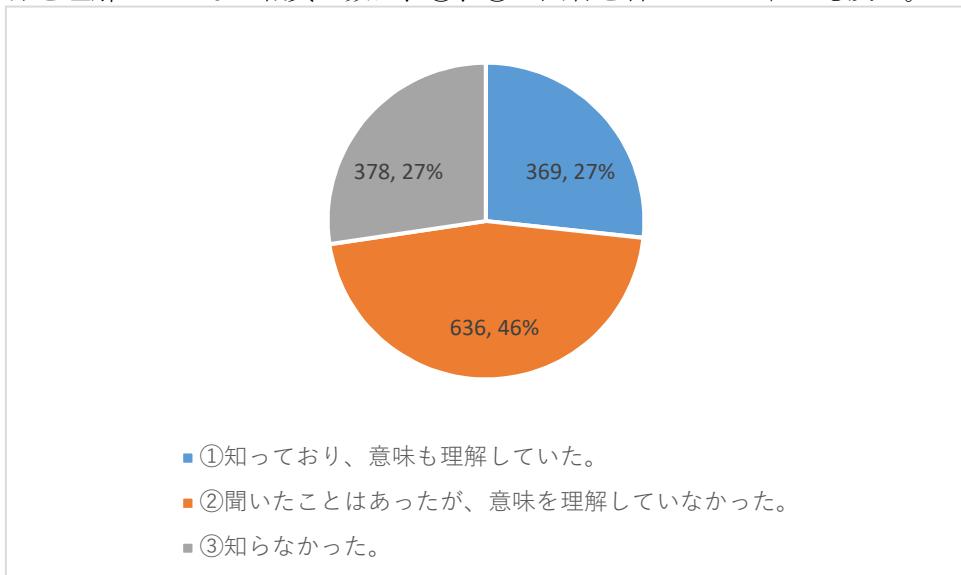
年代	回答数	割合
①20代以下	308	22%
②30代	463	33%
③40代	293	21%
④50代以上	319	23%



(2) 協働とは、川口市協働推進条例により、「市民等が市と自治を実現するために知恵と力をともに出し合うこと」と定義されています。協働の意味を知っていますか。

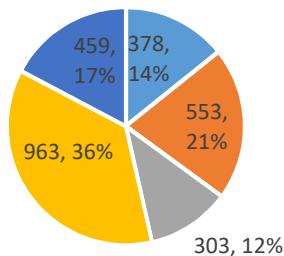
回答項目	回答数	割合
①知っており、意味も理解していた。	369	27%
②聞いたことはあったが、意味を理解していなかった。	636	46%
③知らなかった。	378	27%

協働の意味を理解していない職員の数は、②、③の回答を合わせ73%にも及ぶ。



(3) 協働の定義を聞いて、具体的にはどのようなことを想像しますか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合
①市民や市民団体、NPO等に事業を委託すること。	378	14%
②協議会などの委員に登用し、意見聴取すること。	553	21%
③市民等の事業に補助金等を交付し、支援すること。	303	11%
④市民等と事業を共催すること。	963	36%
⑤市民等の事業を後援すること。	459	17%

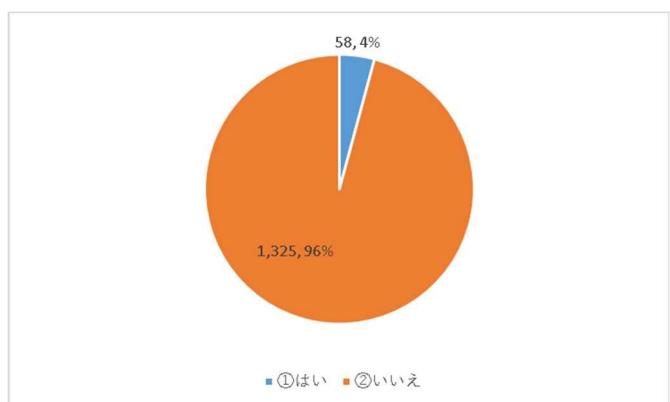


- ①市民や市民団体、NPO等に事業を委託すること。
- ②協議会などの委員に登用し、意見聴取すること。
- ③市民等の事業に補助金等を交付し、支援すること。
- ④市民等と事業を共催すること。
- ⑤市民等の事業を後援すること。

(4) 協働事業に関わったことがありますか。

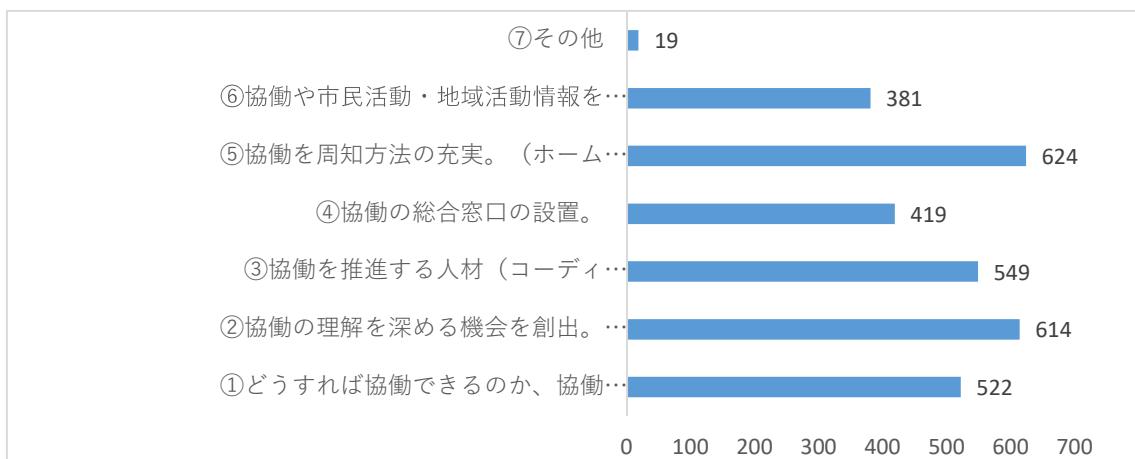
回答項目	回答数	割合
①はい	58	4%
②いいえ	1,325	96%

協働事業に関わったことがあると答えた職員は全体の 4 %にしか満たない結果となった。



(5) 川口市で協働を推進するためにはどのような取り組みが必要と思いますか。あてはまるものを全て選んでください。(複数回答可)

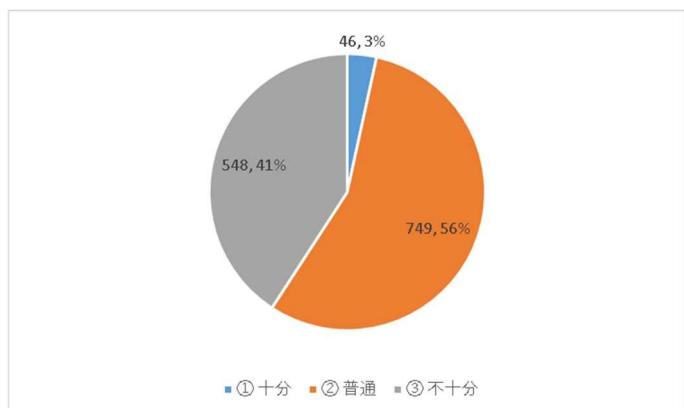
回答項目	回答数	割合
①どうすれば協働できるのか、協働のルールの策定。	522	17%
②協働の理解を深める機会を創出。(講座、事例紹介、職員研修)	614	20%
③協働を推進する人材(コーディネーター)の育成。	549	18%
④協働の総合窓口の設置。	419	13%
⑤協働の周知方法の充実。(ホームページ、SNS等ネット技術の活用)	624	20%
⑥協働や市民活動・地域活動情報を集約したプラットフォームの設置。	381	12%
⑦その他	19	1%



(6) 協働を推進するにあたり、市民への情報発信や啓発は十分だと思いますか。

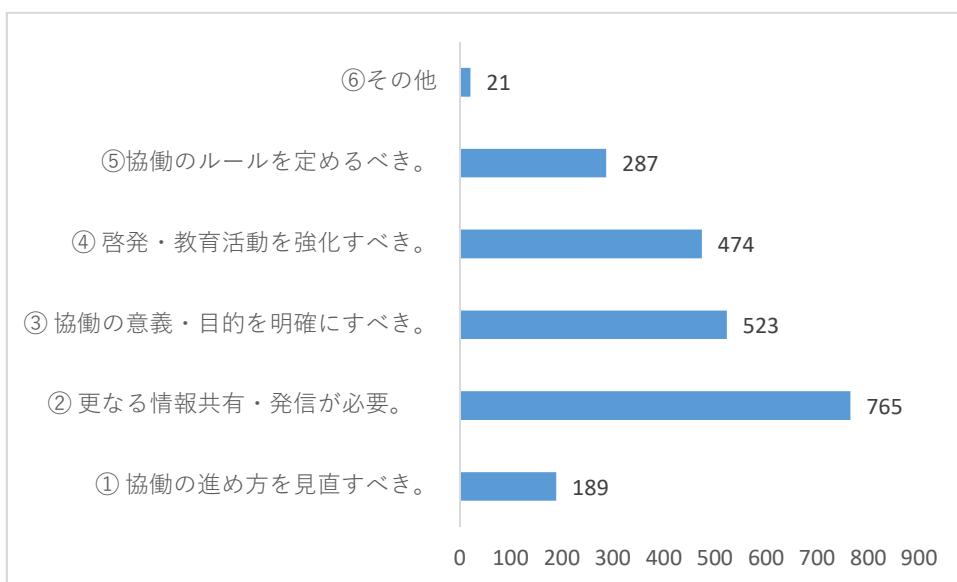
回答項目	回答数	割合
①十分	46	3%
②普通	749	56%
③不十分	548	41%

充分と答えたのは、全体の3%にとどまっている。



(7) 協働の取り組みに対するご意見・提案があればお聞かせください。

回答項目	回答数	割合
① 協働の進め方を見直すべき。	189	14%
② 更なる情報共有・発信が必要。	765	57%
③ 協働の意義・目的を明確にすべき。	523	39%
④ 啓発・教育活動を強化すべき。	474	35%
⑤ 協働のルールを定めるべき。	287	21%
⑥ その他	21	2%



協働事業に関する調査結果報告書

2024年1月

川口市 市民生活部 協働推進課

1 調査概要

調査対象	川口市役所全課・機関
調査内容	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、市民等と市が協働で実施した事業（まちづくりや地域課題解決等のため、市民団体やNPO法人等と協働して行った事業）※株式会社や個人事業主は含まない。

2 調査結果

回答部局数	13部局	全23部・局の56.5%
回答課数	31課	全160課・機関の19.4%
回答事業数	77事業	

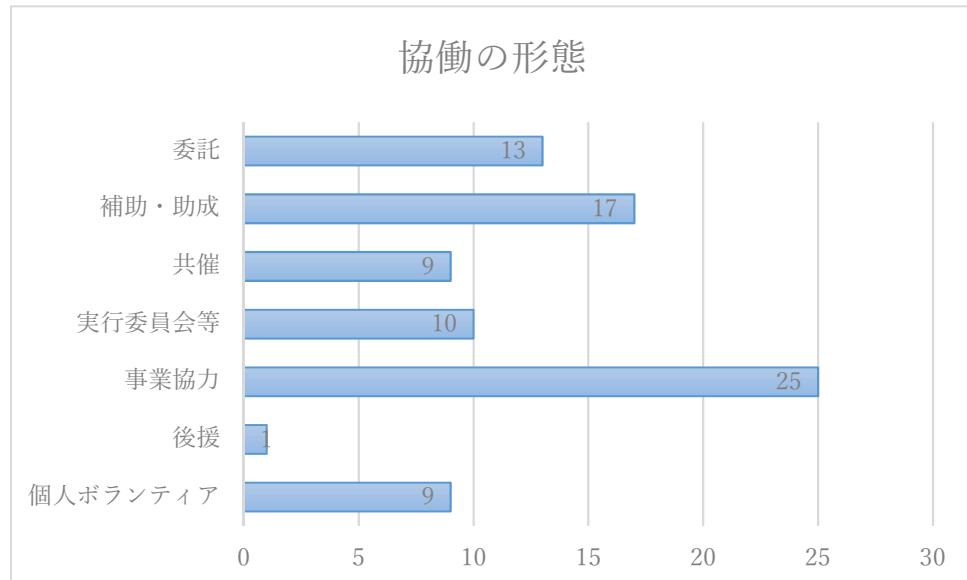
調査結果一覧を参照

- 事業目的と内容
- 実施・活動時期
- 実績（件数・回数・参加者数等）

- 協働の形態（複数回答あり）

①委託	市が実施責任を負う事業（公共サービス）を、市にはない特性を活かすことが期待できるときに、市民等に委託して実施する形態。	13
②補助・助成	市民等が主体となって行う事業について、市が公益上必要であると認めた時に、市が資金面で協力する形態。	17
③共催	市民等と市が共に事業主体となって、検討段階から共同で一つの事業を行う形態。	9
④実行委員会等	市民等と市が実行委員会や協議会等を構成し、実行委員会や協議会等が主催者となり事業を行う形態。	10
⑤事業協力	市民等と市が協力して、事業を実施する形態。市は、会場提供、広報・報償金の支払い・集客支援等で事業協力をする。	25

⑥後援	金銭的支出を伴わない。公益性に留意して、市民等が主催する事業に「後援」という形で名を連ねること。指導、助言又は行事当日の市長の挨拶等	1
⑦個人ボランティア	市が実施する事業等に、市民がボランティアとして参加協力する形態。	9



川口市協働推進委員会規則 (平成24年12月7日規則第78号)

最終改正: 平成28年3月29日 規則第24号

改正内容: 平成28年3月29日 規則第24号 [平成28年12月31日]

○川口市協働推進委員会規則

平成24年12月7日規則第78号

改正

平成28年3月29日規則第24号

川口市協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市協働推進条例(平成24年条例第15号)第13条第4項の規定に基づき、川口市協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第4条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

委員会の方向性と審議の流れ

別紙 1

1. 現状

協働の意識を深く浸透させるためには、協働のルールや方針をわかり易く理解できることが必要であるが、現状では、条例やその手引き、基本方針の策定に留まっており、市民や職員、関係機関等に対する協働の意識の普及啓発が十分でない。

2. 職員の理解度

令和5年度に協働に関する職員アンケートを実施したところ、協働の意味を理解していると回答した職員は、回答者全体のうち27%であり、協働事業に関わったと認識している職員は回答者全体のうち4%のみ。

しかしながら、令和4年度の事業を対象に、市民等と市（全課・機関）が協働で実施した事業を調査したところ、全23部・局の56.5%である13部・局、全160課・機関の19.4%である31課にて、77事業が協働で実施されていた。

→ 職員によって協働の理解度にはばらつきがあり、理解していないまま協働事業に携わっている場合がある。

3. 今後の委員会の方向性

協働の推進にあたり、市職員の協働に対する意識を醸成することは必要不可欠である。
先進市では基本方針等を策定し、職員研修にも用いて以降、協働事業の件数が増加していることから、本市においても職員研修を実施する。

職員研修の実施にあたり、当委員会にて計画・実行・評価・改善について審議を行う。

4. 審議の予定

委員会	内 容	日程
第2回	研修内容（案）の検討	令和8年2月～3月頃
第3回	研修内容（案）の確定	令和8年5月～7月頃
	研修の実施	令和8年9月～12月頃
	協働に関する職員アンケート及び協働事業に関する調査実施	令和9年1月～3月頃
第4回	上記アンケート及び調査結果による、評価・改善	令和9年5月～6月頃

※ 上記は予定であり、審議の進行具合によって、時期、回数、内容には変動する可能性があります。

協働推進課のページへ

川口市ホームページ「協働推進課の事業」についてはこちら→



また、登録団体の情報については、下記より検索してください。

川口市ホームページトップ下「市民活動とボランティア募集情報」のバー

→ 市民活動とボランティア団体の紹介について → かわぐち市民パートナーステーション登録団体

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/PSannai/PSyousai/24375.html>